

## 三重県沿岸漁業改善資金の基本的事項

### 1 基金の名称

三重県沿岸漁業改善資金

### 2 基金の額

県 Web サイトに公表

<https://www.pref.mie.lg.jp/SUIKEIEI/HP/90335000001.htm>

### 3 基金事業等の概要

沿岸漁業改善資金助成法（昭和 54 年法律第 25 号）に基づき、沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上に資することを目的とし、沿岸漁業従事者等に対し、沿岸漁業改善資金を貸し付けるもの。

### 4 申請方法

資金の貸付けを受けようとする者は、貸付資格認定申請書に別に定める事業計画書、貸付申請書及びその他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出する。

### 5 貸付決定

知事は、前条第一項の認定申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ、貸付資格の認定及び貸付けの適否を決定する。

### 6 審査基準

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則第 4 条第 1 項の規定による貸付基準（昭和 54 年三重県告示第 579 号）に定めるとおり。

### 7 審査体制

三重県沿岸漁業改善資金運営協議会の意見を参考にし、担当部局において審査を行う。